

グアテマラ国中部高原地域
貧困緩和持続的農村開発計画調査
事前調査（ S / W協議 ） 報告書

平成 11 年 10 月

国際協力事業団

序 文

日本国政府は、グアテマラ共和国政府の要請に基づき、同国の中部高原地域貧困緩和持続的農村開発計画に係る調査を実施することを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施することとなりました。

当事業団からは、本格調査に先立ち、本格調査の円滑かつ効率的な実施を図るため、平成11年7月12日から8月6日の26日間にわたり、当事業団農林水産開発調査部計画課長 澤田清を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、グアテマラ共和国政府関係者との協議並びに現地踏査を行い、要請背景・内容等を確認し、本格調査に関する実施細則（S / W）に署名しました。

本調査報告書は、本格調査実施に向け、参考資料として広く関係者に活用されることを願い、取りまとめたものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成11年10月

国際協力事業団

理事 後藤 洋

調査対象地域図



調査対象地域

略語一覧

グアテマラ国政府機関及び関係機関・計画

AGEXPRONT	Asociacion Gremial de Exportadores de Productos No Ttadicionales	非伝統的産品輸出業者組合協会
BANDESA	Banco Nacional del Desarrollo Agropecuario	旧国立農業銀行
BANRURAL	Banco de Desarrollo Rural	農村開発銀行
CONAMA	Comision Nacional del Medio Ambiente	国家環境委員会
CONAP	Consejo Nacional de Areas Protegidas	国家保護地区審議会
CONALFA	Comite Nacional de Alfabetizacion	国立識字委員会
DIGESA	Direccion General de Servicios Agrícolas	旧農業サービス総局
EFA	Escuela de Formacion Agrícola	農業中学校
ENCA	Escuela Nacional Central de Agricultura	国立中央農業学校
FIS	Fondo de Inversion Social	社会投資基金
FONAPAZ	Fondo Nacional para la Paz	国家和平基金
FUNCEDE	Fundacion Centroamericana de Desarrollo	中米開発基金
ICTA	Instituto de Ciencia y Tecnología Agrícolas	農業科学技術庁
IGN	Instituto Geografico Nacional	国土地理院
INAB	Instituto Nacional de Bosques	林野庁
INDECA	Instituto Nacional de Comercializacion Agrícola	国家農業流通庁
INE	Instituto Nacional de Estadística	国家統計庁
INFOM	Instituto de Fomento Municipal	地方振興庁
INSIVUMEH	Instituto Nacional de Sismologia Vulcanologia Meteorologia e Hidrologia	地震火山気象水文庁
MAGA	Ministerio de Agricultura, Ganadería y Alimentacion	農牧食糧省
PLAMAR	Plan Maestro de Riego	灌漑部
RADEAS	Redes de Agentes de Desarrollo Agropecuario Sostenible	持続的農牧業開発事務所網
SEGEPLAN	Secretaria General de Planificacion Economica	経済企画庁

国際機関及び外国政府機関

EU	Union Europea (UE)	欧州連合
GTZ	Servicio de Administracion de Proyectos	独国技術協力協会
IDB	Banco Interamericano de Desarrollo (BID)	米州開発銀行
INCAP	Instituto de Nutricion de Centro America y Panama	中米パナマ栄養研究所
MINUGUA	Mision de Verificaciones de Derechos Humanos en Guatemala	グアテマラ国連人権監視団
UNDP	Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo (PNUD)	国連開発計画
USAID	Agencia para el Desarrollo Internacional (ADI)	米国国際開発局
WB	Banco Mundial (BM)	世界銀行グループ

目 次

序文

写真

対象地域図

略語一覧

第 1 章 事前調査の概要	1
1 - 1 調査名及び実施受入機関	1
1 - 2 要請の背景及び経緯	1
1 - 3 事前調査の目的	2
1 - 4 事前調査団構成	2
1 - 5 調査日程.....	3
1 - 6 訪問先及び面会者...	5
第 2 章 実施細則（S / W）協議	9
2 - 1 実施細則（S / W）協議の主な合意事項	9
2 - 2 実施細則（S / W）協議の概要	10
第 3 章 調査結果（含 本格調査実施上の留意点）.....	13
3 - 1 自然環境	13
3 - 2 Rural Sociology.....	33
3 - 3 農業	87
3 - 4 農業生産基盤	104
3 - 5 市場・流通	113
3 - 6 社会インフラ及び関連制度	120
資料	
1 . 実施細則（S / W）	141
2 . 協議議事録（M / M）	157
3 . 要請書	166
4 . 主な関係機関の概要	181
5 . 参考資料	206
6 . 主な収集資料リスト	212

第 1 章 事前調査の概要

1 - 1 調査名及び実施受入機関

(1) 調査名

和文：グアテマラ国中部高原地域貧困緩和持続的農村開発計画調査

英文：The Master Plan Study on Sustainable Rural Development for the Reduction of Poverty in the Central Highland Region of the Republic of Guatemala

西文：Estudio del Plan Maestro sobre Desarrollo Rural Sostenible para la Reduccion de la Pobreza en la Region del Altiplano Central de la Republica de Guatemala

(2) 実施受入機関

和文：プロジェクト・国際協力局

英文：Department of Project and International Cooperation

西文：Unidad de Proyectos y Cooperacion Externa

1 - 2 要請の背景及び経緯

1996年12月の最終和平協定締結後、グアテマラ国政府は、中部高原地域の貧困な零細農家ならびに小農を対象とした農村開発の推進を国家開発計画の重要課題に据え、貧困農家の生活向上をめざしている。

グアテマラ国は絶対的貧困水準以下の人口割合が71%と最も高い国のひとつであるが、その大部分は先住民族の多く生活する中部高原地域一帯の農村地域に集中している。農民の大部分は零細農及び小農であり、土地が狭小であること、技術が不足していること、灌漑設備が不十分で雨期のための営農に頼っていること等から十分な農業収入が得られず、賃金労働者として大規模農家に雇われる者、都市部に出稼ぎに行く者が多い。さらに、土地登記がなされていないために、融資へのアクセスも極めて困難な状況である。

また当地域では、安全な生活用水が確保できないことから水因性の疾病、呼吸器疾病が高いうえ、保健・医療サービスへのアクセスが極めて困難であるために、他の地域に比して死亡率が高い。また食糧が十分に得られないことから、先住民族の農村では農民の約66%が栄養失調に陥っている。

さらに、長期にわたる内戦の影響、薪の過剰伐採、不適切な土地利用等から森林減少、土壌侵食が急速に進行し、当地域の生活環境の悪化、農業生産性の低下に拍車をかけている。

このため対象地域の天然資源の保全と有効利用に配慮した持続的な農村開発計画の策定が必要であるとして、1998年7月、グアテマラ国政府は我が国に対しマスタープラン策定に係る技術協

力を要請した。

我が国は、平成11年7月に事前調査団を派遣してグアテマラ国政府と協議を行い、7月29日に実施細則（S/W）に署名した。

1 - 3 事前調査の目的

グアテマラ国の要請に基づき、中部高原地域に位置するチマルテナンゴ、ケツアルテナンゴ、トトニカパン、ソロラの4県（合計約6,000km²）を対象に、天然資源の保全と有効利用を考慮に入れた、貧困緩和をめざした持続的な農村開発に係るマスタープラン（M/P）を策定する。

今回は、本格調査の内容について先方政府と協議を行い、実施細則（S/W）に署名することを目的として、事前調査団を派遣した。

1 - 4 事前調査団構成

団員名	担当業務	グアテマラ 滞在期間	所属
澤田 清	総括	7/19～7/31	国際協力事業団 農林水産開発調査部 計画課 課長
丸山 鈴香	調査企画	7/12～7/31	国際協力事業団 農林水産開発調査部 農業開発調査課 職員
兼綱 孝紀	自然環境	7/12～8/6	東和科学株式会社 東京支店海外開発部 担当課長
吉田 啓一	社会インフラ	7/12～8/6	株式会社現代建築研究所 設計部 部長
舟木 康郎	農業	7/19～7/31	農林水産省 農産園芸局 果樹花き課 経営係長
大須賀公郎	農業生産基盤	7/19～7/31	農用地整備公団 海外事業部 調査役
樋口 安紀	通訳	7/12～8/6	財団法人日本国際協力センター
Ing. Juan Manuel Estrada	Rural Sociology	7/13～7/21 7/25～8/4	CS Internacional, S.A.
Ing. Max Gonzalez Salan	Rural Sociology	7/22～7/24	CS Internacional, S.A.

1 - 5 調査日程

月日	日程	宿泊地
7/13(火)	11:24 グアテマラ着 (丸山・兼綱・吉田・樋口) 農牧食糧省 / プロジェクト国際協力局表敬 青年海外協力隊員との懇談	グアテマラシティ
7/14(水)	中米パナマ栄養研究所 (INCAP) 訪問 国家統計庁訪問 (吉田・樋口・Estarada) 保健省訪問 (吉田・樋口・Estarada) 国連ボランティア、JOCVとの懇談 (丸山・兼綱) 地理院にて地図入手 (丸山・兼綱)	グアテマラシティ
7/15(木)	<現地踏査 / ケツアルテナンゴ> ・ケツアルテナンゴ県MAGA事務所 ・RADEAS ・ICTAケツアルテナンゴ支所 ・ケツアルテナンゴ県保健省事務所 ・林野庁 (INAB) 事務所 (丸山・兼綱・樋口)	ケツアルテナンゴ
7/16(金)	<現地踏査 / トトニカパン・ケツアルテナンゴ> ・トトニカパン県MAGA事務所 ・RADEAS ・トトニカパン県保健省事務所 ・PRODETOTO (EUプロジェクトオフィス) ・地域開発審議会 (第6地域)	ケツアルテナンゴ
7/17(土)	<現地踏査 / トトニカパン農村> ・市場見学 ・サンタマリアチキムラ周辺 ・カサブランカ村チオソリオ ・水源の視察 ・チョピラ村 ・RADEAS加盟組織訪問	ケツアルテナンゴ
7/18(日)	グアテマラシティへ移動 資料整理	グアテマラシティ
7/19(月)	SHARE訪問 (兼綱・吉田・Estrada) FONAPAZ訪問 (兼綱・吉田・Estrada)	グアテマラシティ
7/20(火)	澤田・舟木・大須賀 11:40 グアテマラ着 JICA / JOCV グアテマラ駐在員事務所打合せ 日本国大使館表敬 経済企画庁 (SEGEPLAN) 表敬	グアテマラシティ
7/21(水)	農牧食糧省表敬 第1回S / W協議 (農牧食糧省)	グアテマラシティ
7/22(木)	<現地踏査 / ソロラ> ・ICTAチマルテナンゴ支所 ・RADEASソロラ事務所 (MINUGUA) ・ソロラ農業学校 (EFA)	パナハッチェル
7/23(金)	<現地踏査 / ソロラ> ・県知事訪問 (SEGEPLAN事務所代表、保健省事務所代表同席) ・アクアラ協会訪問 ・農村調査 (灌漑グループ訪問) 1) パンカ、イエルナブルナ 2) los 80	パナハッチェル

月日	日程	宿泊地
7/24(土)	<現地踏査 / ソロラ> ・農村調査 (サンホセチャカヤ) 1) オラトリオ集落 (タマネギ仲買人) 2) オラトリオ集落 (総合開発教育基金) 3) チチムチ集落バロメロ (改善委員会)	パナハッチェル
7/25(日)	グアテマラシティへ移動 資料整理	グアテマラシティ
7/26(月)	USAID訪問 WB訪問 団内打合せ GTZ訪問	グアテマラシティ
7/27(火)	社会投資基金 (FIS) 表敬 団内打合せ EU訪問	グアテマラシティ
7/28(水)	第2回S / W協議・M / M協議 (農牧食糧省)	グアテマラシティ
7/29(木)	教育省等訪問 S / W及びM / M署名	グアテマラシティ
7/30(金)	日本国大使館報告 JICA / JOCVグアテマラ駐在員事務所報告	グアテマラシティ
7/31(土)	澤田・丸山・舟木・大須賀 - 帰国 兼綱・吉田・樋口 - 引き続き現地調査	グアテマラシティ
8/1 (日)	兼綱・樋口 - 引き続きグアテマラシティにて 資料・情報収集 ↓	吉田 <現地踏査 / ケツアルテナンゴ> ・モモステナンゴ市内視察 ・サンバルトロ農業組合
8/2 (月)	林野庁 (INAB) 地震火山気象水文庁 (INSIVUMEH) 中米開発基金 (FUNCEDE) 等	<現地踏査 / トトニカパン> ・トトニカパン国立識字委員会県事務所 ・トトニカパン教育事務所 ・トトニカパン県病院
8/3 (火)	FAO 国家環境委員会 (CONAMA) 地震火山気象水文庁 (INSIVUMEH) 等	<現地踏査 / ケツアルテナンゴ> ・ALA農村総合開発計画地域事務所 ・Centro Echomchaj村、小学校 ・サントルシア・ラ・リフォルマのヘルスセンター
8/4 (水)	国家自然保護審議会 (CONAP) 国家環境委員会 (CONAMA) 林野庁情報センター (CINFOR) 等	MAGAトトニカパン県事務所 グアテマラシティへ移動
8/5 (木)	PROFRUTA MAGA JICA事務所	MAGA本省
8/6 (金)	兼綱・吉田・樋口 - 帰国	

1 - 6 訪問先及び面会者

< 農牧食糧省 >

Mariano Ruben Ventura Zamora	大臣
Carlos A. Anzuet del Valle	プロジェクト国際協力局長
Marco Tulio Diaz	プロジェクト国際協力局 信託基金顧問
Rafael Zamora	プロジェクト国際協力局 信託基金アシスタント
Jose Miguel Duro Tamasiunas	政策戦略情報局 計画課長
Otoniel Monterroso	政策戦略情報局 マクロ経済政策スペシャリスト
Carlos Humberto Rivera	政策戦略情報局 科学技術顧問
Oscar Manuel Mejia	ケツアルテナンゴ県事務所長（トトニカパン兼轄）
Leonzo Godinez	ソロラ県事務所長
Laureano Garcia Choxm	トトニカパン県事務所プロジェクト計画担当
Gustavo Celada Robles	トトニカパン県事務所戦略的情報担当
David Enrique Ruiz Lopez	トトニカパン県事務所感染症監視員

< 保健省 >

Tito Rivera	保健医療統計計画ユニット次長
Mirna Alvarez de Palomo	国際協力コンサルタント
Eduardo Espinoza	伝染病監視コーディネーター
Silvano Diaz M.	ケツアルテナンゴ県事務所環境衛生スーパーバイザー
Roberto Lopez Nando	ケツアルテナンゴ県事務所保健衛生地区伝染病(感染症)専門医
Jaime Rolando Rios Herrera	トトニカパン地域事務所長
Marco A. Aceituno	トトニカパン県病院事務局長

< 教育省 >

Domingo Chuc Rosales	トトニカパン県事務所長
----------------------	-------------

< 経済企画庁 (SEGEPLAN)>

Rossana Peralta de Hegel	次官補
Pedro Obando Sosa	二国間国際協力サブダイレクター
Juan Antonio Flores	セクター国際協力サブダイレクター
Leticia Ramirez	二国間国際協力顧問

< 農業科学技術庁 (ICTA)>

第 6 地域支所（ケツアルテナンゴ県）

Tomas Silvestre Garcia	所長
Roberto Morales Lima	植物病理学担当
Glenda Perez	バイオテクノロジー担当

第 5 地域支所（チマルテナンゴ県）

Rubendo Randa	所長
Miguel Vazquez	種子研究員
Jose Manuel Marquez	輸出産品研究員
Luis Fernando Solis	輸出産品研究員

Hunberto Carransa Juan Jose Soto D.	輸出産品研究員 フリホーレスマメ研究員
< 果樹栽培促進計画 (PROFRUTA)> Carlos Eduardo Heer Viviana Reudon V.	流通化顧問 果実生産プロジェクト栄養担当顧問
< 林野庁 (INAB)> Conrado Valdez Marco Vinicio de Leon Arriola	オペレーション部長補佐 第 6 地域事務所
< 地震火山気象水文庁 (INSIVUMEH)> Eddy Hardie Sanchez Banett Fungencio Garavito	長官 気象部長
< 国家統計庁 (INE)> Guillermo Flores Ramila	統計制作普及部長
< 地域振興庁 (INFOM)> Jose Isaias Figueroa Enrique Molina	顧問 ケツアルテナンゴ県事務所顧問
< 国家環境委員会 (CONAMA)> Jorge Mario del Valle	計画技術協力部長
< 国家保護地区審議会 (CONAP)> Hector Tuy	計画技術顧問
< 国立識字委員会 (CONARUFA)> Lauteano Rosales Angel	トトニカパン県事務所長
< 和平基金 (FONAPAZ)> Oscar H. Juchini A. Jorge Humberto Ceballos	副理事 協力副理事室 顧問
< 社会投資基金 (FIS)> Marina Sagastume	国際協力部長
< ソロラ県庁 > Vicente Junay Jose Lavarreda	ソロラ県知事、県開発審議会議長 経済企画庁 (SEGEPLAN) ソロラ県代表
< 地域開発審議会 > Cesar Cordova Axel Ivan Schoenfeld	第 6 地域ダイレクター 第 6 地域コーディネーター

< 非伝統的産品輸出業者組合協会 (AGEXPRONT)>

Jose Saucedo

< 日本国大使館 >

浦辺 彬
前東 謙志

特命全権大使
二等書記官

< JICAグアテマラ駐在員事務所 >

田臥 彰三
多田 和夫

所長
調整員

< 青年海外協力隊員 >

鈴木 順久
中川 仁平
佐藤 恵美子
藤岡 かおり
山田 和子
中出 真由美
室町 加代子
三好 理
島澤 みゆき
山口 亘
伊勢馬場 都
嵯峨山 和美

(シニア隊員) 農業普及研究
野菜
栄養士
保健婦
村落開発普及員
婦人子供服
食用作物
体操競技
婦人子供服
市場調査
食品加工
野菜

< 国連ボランティア >

斯波 知子

第2章 実施細則（S / W）協議

2 - 1 実施細則（S / W）協議の主な合意事項

(1) 協議のポイント

グアテマラ国からの要請内容のうち特に問題と思われたのは以下の点であり、協議はこれらを中心に行われた。

- 1) 要請された調査対象面積は、4県にまたがる6,000km²と広大であり、計画の内容として要請されている天然資源利用・保全計画、土地利用計画、流域管理計画等を同地域全域で策定することは困難と思われた。
- 2) コミュニティが山間地に孤立して散在している状況で、具体的な開発計画はコミュニティ単位とならざるを得ず、M / Pとしての位置付けをどのようにすべきか不明であった。
- 3) 要請書にある「農業・農村開発モデルケース」の位置付けが不明であった。
- 4) 本調査団に対し、農牧食糧省が、最近作成した「2030年の農業計画」または「グアテマラの農業政策」に沿った計画とすることをS / Wの「調査の目的」に書き込むよう要求してきたが、目的が広くなりすぎること、11月の選挙後に政策変更の可能性を否定できないこと、畑地のかなりの面積を森林に戻す無理な計画が含まれること等から、承諾できなかった。

(2) 主な合意内容

上記の点については、農牧食糧省と協議の結果、以下の合意がなされた。

1) 調査対象地域とモデルとの関係（上記1）～3）について）

上記1)の議論をした折り、先方より、4県のそれぞれから小流域（マイクロクエンカ：micro-cuenca）を1地区ずつ選定し、そこでの総合開発計画を策定して欲しい旨の要請がなされた。つまり、4県全域の詳細調査は必要ではなく、既存データを整理して、いかにして当該県の代表性を持たせた小流域を選定するか、策定する開発計画がいかにして県内の他の小流域のモデルとなり得るか、といったメソドロロジーが重要性を帯びることとなった。

また、天然資源の利用からみてひとつの生態系とみられる小流域は約5～10km²と想定され、かなり詳細な調査（地形図、土地利用図等）に基づく住民参加による計画作りが可能な規模となった。

以上のことから上記1)～3)の問題は解決され、本開発調査は、基本的に開発計画のメソドロロジーの確立と住民参加による実現可能な計画作りを行うという内容で合意された。

2) 調査の目的（上記4）について）

調査団側から、小流域の持続的開発は、所得の向上、生活の改善、環境の保全の

3者についての総合的アプローチに基づく計画とすべきことを説明し、調査の目的は明確であるべきことを述べた結果、この方向性が合意され、「グアテマラ国の農業政策」等の記載は行わないことで理解を得ることができた。

(3) 本格調査の方針

1) 本件は、次の2者をターゲットに調査を行うことと理解すればよいように思う。

ひとつは農牧食糧省であり、調査と開発のメソドロジーが特に重要となる。現在5万分の1の地形図から小流域を選定し、天然資源の保全と効果的利用を行いつつ、商業的農業を展開するための計画を県内に波及させたいと考えており、選定に用いる指標の整理やGISでの表示等が関心事項となる。

もうひとつのターゲットは、選定する4つの小流域の住民であり、自助努力の姿勢を失わせることなく、住民参加を基本とした実施可能な開発計画を作ることにある。FIS、FONAPAZ等の融資機関とも相談しつつ、可能であれば、これら機関の融資了解を取るところまで本調査期間中にもって行くことができれば理想的である。

2) 実施可能な小流域の総合開発計画を作成するために、留意せねばならない点は以下のとおりである。

小流域の選定は、極力ひとつのムニシピオの範囲で行うこと。地域の計画をまとめ得る末端の行政機関はムニシピオであるというのが、今回の調査のおおむねの理解であるが、これが複数になると混乱が予想される（ちなみに、今回の調査を行ったパンカ集落を含む小流域は、2つのムニシピオにまたがり、7つの集落が点在していた）。

また、小流域内の集落同士の関係にも十分配慮する必要がある。仲が悪い場合には地域内での話し合いが困難となる。

グアテマラ国には、農村開発に携わるNGOやローカルコンサルタントが多数あるほか、国際機関や各国の援助機関が既に活動しており、計画策定には、これらの機関とのコミュニケーションや活用が重要なポイントとなる。

本開発調査に基づく事業化に対する我が国の支援措置としては、こうした現地での支援機関の活動状況を見極めて、これらへの資金支援や技術支援を考えることが重要となる。

2 - 2 実施細則（S / W）協議の概要

(1) 第1回S / W協議（7月21日）

1) C / P機関

要請書作成時点では「農牧食糧省開発局」であったが、組織変更に伴い「プロジェクト・国際協力局」に変更となったことが確認された（開発局は現在の組織図にはない）。

2) 上位計画

先方より、農牧食糧省で定めた新政策「1998 - 2030年計画」について説明があった。この計画において同省は、土地所有制度、水の管理と保全、適切な土地利用、農業生産と貿易（輸出）の4点に特に焦点を置いていることから、本開発調査もこれらの新政策と合致した内容となるよう先方より強い要望があった。

3) 対象地域

先方は、対象地域約6,000km²全体の計画を策定するのではなく、マイクロクエンカ（小流域：micro-cuenca）を対象4県から1地区ずつ選定し総合的な開発プランを策定、それをモデルとして他地域にも応用していく考えであることが確認され、調査団側もこれに合意した。

(2) 第2回S / W協議（7月28日）

7月22日～24日のソロラにおける現地調査を踏まえ、まず調査団長よりOHPを用いて現地調査結果並びに本調査の基本的概念、開発手法等についてプレゼンテーションを行い、併せて修正S / W案を提示した。

その後、調査団の提示した案について質疑応答を行い、調査内容について以下のとおり合意に達した。

1) 基本的概念

マイクロクエンカにおける持続的な開発のためには、所得向上、生活改善並びに環境保全の3つのコンポーネントを総合的に組み合わせて貧困緩和に取り組むべきであること。

2) 調査手法

- ・対象4県よりそれぞれひとつのマイクロクエンカを選定する際には、既存資料（貧困指数等の各指標）の分析並びに補足調査を通じてモデル地域の性格を明らかにし、他の地域にも応用可能な開発計画を策定すること。
- ・計画の策定にあたっては、調査終了後の事業実施、評価の過程のモニタリングにも用いることのできる開発評価指標を作成すること。
- ・基本的概念の3つのコンポーネントについて、それぞれ 住民の参加・努力のもと実施すべき項目、公共事業的に政府や基金（FIS、FONAPAZ等）が中心となって実施すべき項目、必要な制度的支援を整理すること。
- ・実現される計画とするためには、住民参加による計画の立案、マイクロクエンカの開発計画を取り纏める現地機関の特定、支援組織（機関）との計画段階からの密接な情報交換が不可欠であること。

その他、第2回S / W協議における主な合意事項は以下のとおり。

3) 調査名の変更

貧困撲滅よりも緩和の方が現実的であるという調査団の判断、及び農村開発は持続的でなくてはならないとする農牧食糧省国際協力局長の主張を踏まえ、「グアテマラ国中部高原地域貧困撲滅農村総合開発計画調査」より、「グアテマラ国中部高原地域貧困緩和持続的農村開発計画調査」(The Master Plan Study on Sustainable Rural Development for the Reduction of Poverty in the Central Highland Region of the Republic of Guatemala)に変更することで合意し、その旨をM / Mに記載した。

4) 調整機関の設置

効率的かつ円滑に調査を実施するために、本調査では関係省庁、機関からなる Steering Committeeを設置することで合意し、その旨をM / Mに記載した。

5) その他

- ・ カウンターパートを本格調査開始までに配置するよう要請し、その旨をM / Mに記載した。
- ・ 本年度に2名のカウンターパート研修が予定されていることから、要請書を速やかに提出するよう調査団から要請した。その際に、本格調査を通じて、また調査終了後も引き続き農村開発に携わることのできるカウンターパートを選出するよう説明した。

(3) S / W及びM / Mの署名(7月29日)

農牧食糧省署名者は、当初予定されていた次官より大臣に変更になった。

署名者は、Mr.Mariano Ruben Ventura Zamora(農牧食糧省大臣)、澤田調査団長、witnessとしてMs.Rossana Peralta de Hegal(経済企画庁次官補)の3名。

S / W及びM / Mは巻末付属資料参照。